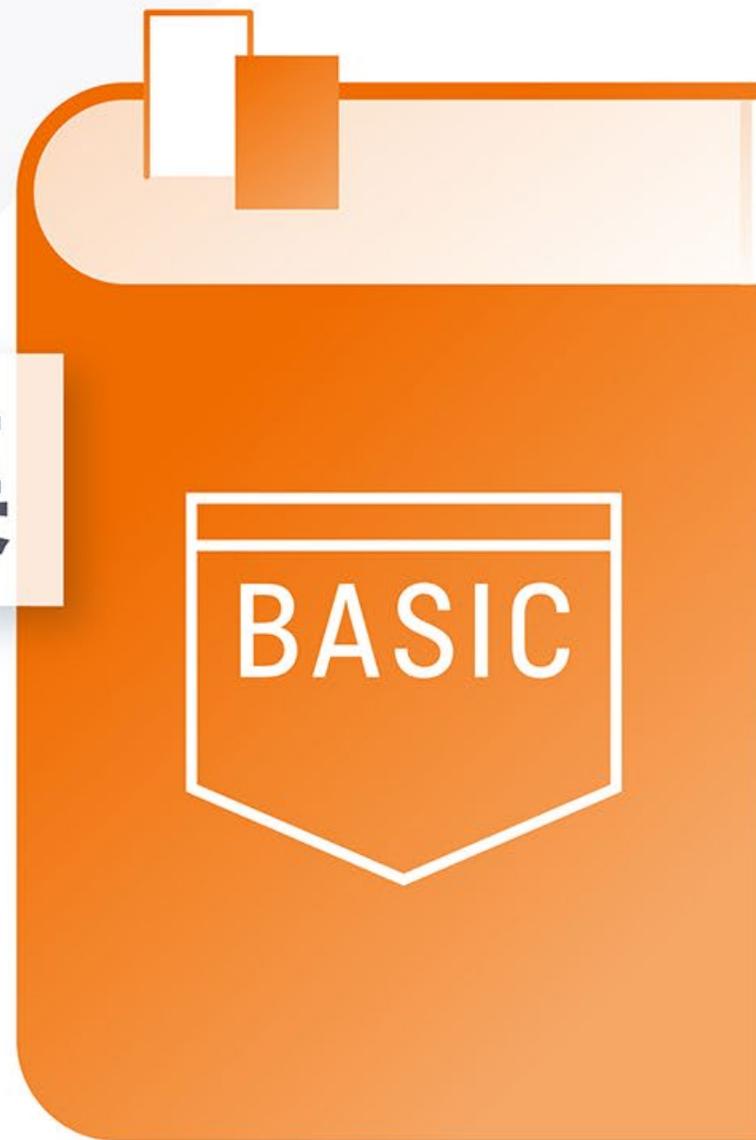


法務必携！

# ポケット契約用語集

～基本編～



# はじめに

契約書では特有の用語が使われることがあり、馴染みのない方には分かりにくいものも含まれています。

・ **同じ意味に見えて実は違う意味の用語**

・ **一般に知られているものとは異なる意味で用いられる用語** もあります。

契約書を正しく作成・レビューするために、よく使われる契約書の用語について、  
基本的な知識を備えておきましょう。

本資料では契約書で使われる用語について、頻出用語の意味や、混同しやすい用語の使い分けなどを解説します。

※なお、本資料は契約書にまつわる情報メディア「[契約ウォッチ](#)」の[こちら](#)の記事を再編集したものです。

※本資料は、2022年8月9日公開時点の記事内容に基づいています。

# 目次

## 1. 条文番号に関する契約書用語

- 前条・本条・次条（項・号）
- 前〇条（前〇項・前〇号）

## 2. 契約書で用いられる接続詞

- 又は・若しくは
- 並びに・及び
- かつ
- ただし
- なお

## 3. 期間・日時・数量に関する契約書用語

- 以下・以上・未満・超える
- 直ちに・速やかに・遅滞なく
- …から（より）起算して〇日

## 4. 当事者の主観に関する契約書用語

- 善意・悪意
- 無過失・軽過失・重過失

## 5. 意味を混同されがちな契約書用語

- とき・時
- 係る・関する
- 者・物・もの
- その他・その他の
- みなす・推定する
- 取消し・無効・不成立・撤回
- 解除・解約
- 停止条件・解除条件
- 違約金・損害賠償

## 6. AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」のご紹介

# 1. 条文番号に関する契約書用語

条文番号の読み方は、契約書を確認する際のもっとも基本的な知識です。

「第〇条」と明記されていれば分かりやすいですが、

- 前条・本条・次条
- 前〇条

などの表記がなされることもありますので、それぞれの正しい意味を確認しておきましょう。

# 前条・本条・次条（項・号）

「前条」「本条」「次条」は、それぞれ以下の意味を有します。

用語	解説
前条（前項・前号）	<b>1つ前の条（項・号）</b> 例   <b>前条</b> の場合、甲は乙に対して……するものとする。
本条（本項・本号）	<b>同じ条（項・号）</b> 例   <b>本条</b> に基づく売買代金の支払につき、振込手数料は乙の負担とする。
次条（次項・次号）	<b>1つ後の条（項・号）</b> 例   甲乙間の損害賠償については、 <b>次条</b> の規定に従う。

契約書における別の文の内容を引用する際に、「前条」「本条」「次条」が用いられます。

なお、**2つ以上前又は2つ以上後の条を引用する場合は、「第○条」と条文番号を記載**します。

# Ⅰ 前〇条（前〇項・前〇号）

「前〇条」（前〇項・前〇号）とは、「**その条（項・号）の前〇つの条（項・号）全て**」を意味します。

用語	解説
前〇条（前〇項・前〇号）	<p>その条（項・号）の前〇つの条（項・号）全て</p> <p>例   第10条</p> <p>……については、<b>前3条</b>の規定に従う。</p> <p>→第7条・第8条・第9条の規定に従うという意味</p>

引用したい内容が連続して、複数の条（項・号）にまたがっている場合に、「前〇条」（前〇項・前〇号）の表記が用いられます。

## 2. 契約書で用いられる接続詞

契約書では、さまざまな接続詞が用いられます。

似ているようでも厳密な使い分けが行われていますので、各接続詞の意味や使い方を正しく理解しておきましょう。

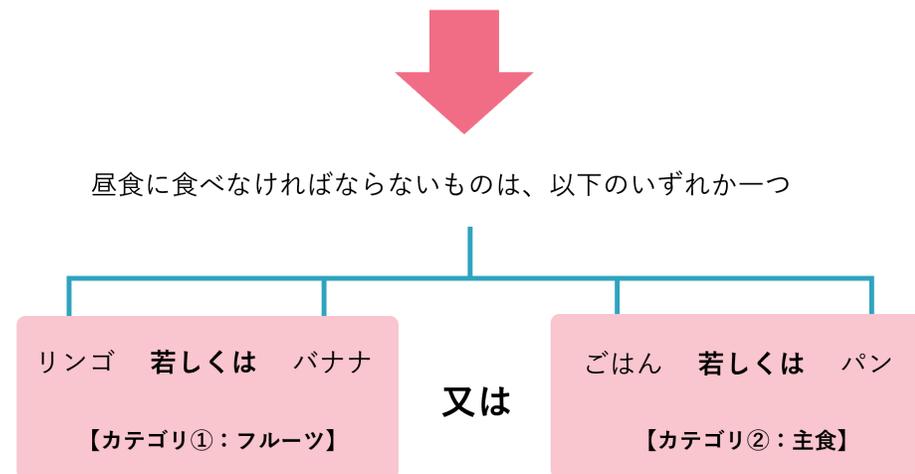
- 又は・若しくは
- 及び・並びに
- かつ
- ただし
- なお

# 「又は・若しくは」

「又は」「若しくは」は、いずれも選択肢を示す際に用いられる接続詞で、**英語で言うorに相当**します。通常は「又は」を用いますが、**選択肢が階層的になる（カテゴリを2つ以上もつ）場合**には、大きい方のカテゴリの接続に「又は」、小さい方に「若しくは」を用います。

< 選択肢が階層的になる（カテゴリを2つ以上もつ）場合のイメージ >

- ✓ 日常的な表現 | 昼食では、リンゴかバナナか米かパンを食べなければならない。
- ✓ 契約書上の表現 | 昼食では、**リンゴ若しくはバナナ**又は**ごはん若しくはパン**を食べなければならない。



# 「又は・若しくは（続き）」

用語	解説
又は	<p>選択肢を示す際に用いられる接続詞（英語でいう or）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <input checked="" type="checkbox"/> <b>2つの選択肢を並べる場合（カテゴリは一つ）</b>            A<b>又は</b>Bが発生した場合には、…するものとする。         </li> <li> <input checked="" type="checkbox"/> <b>3つ以上の選択肢を並べる場合（カテゴリは一つ）</b>            A、B<b>又は</b>Cが発生した場合には、…するものとする。         </li> </ul> <p>※並列する選択肢が終わる直前に「又は」をつける</p>
若しくは	<p>選択肢を示す際に用いられる接続詞（英語でいう or）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <input checked="" type="checkbox"/> <b>選択肢のカテゴリが2つ以上ある場合</b>            …が発生した場合には、甲は乙に対して<b>A又はB若しくはC</b>をするものとする。         </li> </ul> <p>※「A」と「B・C」で、カテゴリが異なることを示す</p>

# 「並びに」・「及び」

「並びに」「及び」は、いずれも単語や文章を列挙する際に用いられる接続詞で、**英語で言うandに相当**します。

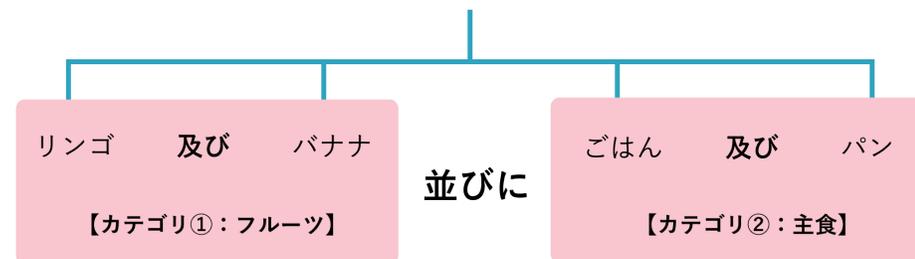
通常は「及び」を用いますが、**列挙すべき要素が階層的になる（カテゴリを2つ以上もつ）場合**には、大きい方の接続に「並びに」、小さい方の接続に「及び」を用います。

< 選択肢が階層的になる（カテゴリを2つ以上もつ）場合のイメージ >

- ✓ 日常的な表現 | 昼食では、リンゴとバナナと米とパンを食べなければならない。
- ✓ 契約書上の表現 | 昼食では、**リンゴ及びバナナ**並びに**ごはん及びパン**を食べなければならない。



昼食に食べなければならないものは、以下全て



## Ⅰ 並びに・及び（続き）

用語	解説
及び	<p>単語や文章要素を列挙する際に用いられる接続詞（英語でいうand）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <span style="background-color: yellow;">✓ 2つの選択肢を並べる場合（カテゴリは一つ）</span>            A及びBが発生した場合には、…するものとする。         </li> <li> <span style="background-color: yellow;">✓ 3つ以上の選択肢を並べる場合（カテゴリは一つ）</span>            A、B及びCが発生した場合には、…するものとする。         </li> </ul> <p>※並列する選択肢が終わる直前に「及び」をつける</p>
並びに	<p>単語や文章要素を列挙する際に用いられる接続詞（英語でいうand）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <span style="background-color: yellow;">✓ 選択肢のカテゴリが2つ以上ある場合</span>            …が発生した場合には、甲は乙に対してA並びにB及びCをするものとする。         </li> </ul> <p>※「A」と「B・C」で、カテゴリが異なることを示す</p>

# 「かつ」

「かつ」は、その前後両方の要件を満たすべき旨を表す接続詞です。

「並びに」「及び」と同様に、**英語で言うandに相当し**、

実際に「並びに」や「及び」と同じ意味で用いられることもあります。

ただし**「かつ」は、満たすべき条件を示す際に用いられることが多い**のが特徴です。

用語	解説
かつ	前後両方の要件を満たすべき旨を表す接続詞（英語で言うand）  例   甲が借入金の返済を怠り、かつ、乙が甲に対して当該借入金の返済を催告した後3日間が経過した場合には～

# ただし

「ただし」は逆説の接続詞で、前文の内容に対する条件や例外を示す接続詞で、

**英語で言うbutやhoweverに相当**します。

契約書では、同じ条項の一つ前の文（本文）の例外を示す際に「ただし」が用いられます（ただし書）。

用語	解説
ただし	前文の内容に対する条件や例外を示す接続詞（英語で言うbutやhowever） 例   甲は乙に対して…するものとする。 <b>ただし</b> 、…の場合はこの限りでない。

<ただし書のイメージ>

## 本文 第2条（委託内容）

- 委託者が受託者に委託する本業務は、次の各号に定める業務とする。**ただし**、委託者・受託者間で、別途合意をした事項がある場合はこの限りではない。
  - に関する業務
  - に関する業務
  - その他前各号に附帯関連する一切の業務
- 受託者は、本業務の遂行にとって必要な場合には、いつでも委託者に対して協議を求め、本業務の遂行に際して従うべき事項の変更を委託者に要請することができる。

ただし書

# ■ なお

「なお」は、既に述べられた内容に対して、何らかの事項を付け加えて述べる際に用いられる接続詞です。

「なお」の後に記載される内容は、契約上重要な場合もあれば、あえて記載する必要性は低い場合もあり、ケースバイケースです。

用語	解説
なお	何らかの事項を付け加えて述べる際に用いられる接続詞  例   甲は乙に対して…を支払う。 <b>なお</b> 、振込手数料は乙の負担とする。 甲は乙に対して…を支払う。 <b>なお</b> 本条の規定は、乙の甲に対する別途の損害賠償請求を妨げない。

## 3.期間・日時・数量に関する契約書用語

契約書の中で、期間・日時・数量を含む条文は、当事者の権利義務の内容を具体的に決定する重要な規定です。

契約書で定められた権利義務の内容を正しく読み解くため、期間・日時・数量に関して、以下の用語を最低限理解しておきましょう。

- 以下・以上・未満・超える
- 直ちに・速やかに・遅滞なく
- …から（より）起算して○日

# 「以下・以上・未満・超える」

「以下」「以上」「超える」「未満」は、それぞれ以下の意味を有します。

特にボーダーライン上に位置する数値の取扱いにつき、用語に応じて正確に判断することが大切です。

用語	解説
以下	その数値と、その数値より小さい数値 例   10個 <b>以下</b> → ~10個 (10個を <b>含む</b> )
以上	その数値と、その数値より大きい数値 例   10個 <b>以上</b> → 10個~ (10個を <b>含む</b> )
未満	その数値を含まず、その数値より小さい数値 例   10個 <b>未満</b> → ~9個 (10個を <b>含まない</b> )
超える	その数値を含まず、その数値より大きい数値 例   10個を <b>超える</b> → 11個~ (10個を <b>含まない</b> )

# 「直ちに・速やかに・遅滞なく」

「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」は、いずれも**当事者に早めの行動を義務付ける表現**ですが、緊急性の程度が以下のように異なります。

用語	解説
直ちに	<p>もっとも緊急性が高い表現で、どのような事情があろうと、最優先で行動することが求められる</p> <p>例   乙は、甲から目的物を受領した後、<b>直ちに</b>これを検査しなければならない。</p>
速やかに	<p>緊急性の程度としては中間的な表現で、「できるだけ早く」という意味で用いられる</p> <p>例   甲は、〇〇の事態が生じた場合は、<b>速やかに</b>乙に連絡しなければならない。</p>
遅滞なく	<p>もっとも緊急性が低く、早めの行動が求められるものの、「合理的な理由があれば遅れてもよい」という意味合いが含まれる</p> <p>例   甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、相手方に対し、<b>遅滞なく</b>その旨を通知しなければならない。</p>

※なお、具体的に何日以内に行動しなければならないかについては、行動の内容や通常の所要時間などに照らして、ケースバイケースで判断すべき事項です。

## 「...から（より）起算して○日」

「...から（より）起算して」とは、「その日から数えて」という意味です。

「**その日**」を含むという点が**重要**になります。

これに対して、単に「...から○日」と記載した場合は、**初日不算入**となります（民法140条）。

なお、「より」という表現は、比較を表す際に用いられることもあります。

用語	解説
...から（より）起算して	その日から数えて（＝「その日」を含む） 例   本契約締結日（2022年7月1日） <b>から起算して</b> 10日以内に →「2022年7月10日までに」という意味
...から○日	その日の翌日から数えて（＝「その日」を含まない） 例   本契約締結日（2022年7月1日） <b>から</b> 10日以内に →「2022年7月11日までに」という意味
より	比較を表す 例   返済期日時点における借入金元本の額が○円 <b>より</b> 大きい場合には

## 4.当事者の主観に関する契約書用語

損害賠償を定める契約条項などでは、当事者の主観に関して「善意」「悪意」「過失」などの用語が用いられることがあります。

日常用語とは異なる意味で使われているものもありますので、各用語の意味を正しく理解しておきましょう。

# 善意・悪意

「善意」「悪意」は、それぞれ以下の意味を有します。**日常用語とは異なる**点にご注意ください。

用語	解説
善意	<p>「知らない」という主観的状态を意味する</p> <p>例   甲が本契約締結日の時点で<b>善意</b>であった事実については →甲が本契約締結日の時点で知らなかった事実については</p>
悪意	<p>「知っている」という主観的状态を意味する</p> <p>例   甲が本契約締結日の時点で<b>悪意</b>であった事実については →甲が本契約締結日の時点で知っていた事実については</p>

# 無過失・軽過失・重過失

「過失」とは、「**予見・回避できたにもかかわらず、悪い結果を回避しなかった注意義務違反**」を意味します。  
過失の有無や程度については、「無過失」「軽過失」「重過失」の3つが用いられます。

用語	解説
無過失	<p>注意義務違反がないことを意味する</p> <p>例   Aであることについて、甲が本契約締結日の時点で<b>善意無過失</b>であった場合には →A（何らかの都合が悪い事実）であることについて、 本契約締結日の時点で甲が知らず、かつ注意義務違反がなかった場合には</p>
軽過失	<p>通常の注意を払っていれば結果を回避できたにもかかわらず、結果の回避を怠った注意義務違反を意味する</p> <p>例   Aの発生について、甲に<b>軽過失</b>がある場合には →甲が通常の注意を払っていればAを回避できたにもかかわらず、回避を怠った場合には</p>
重過失	<p>ほんのわずかな注意を払っていれば結果を回避できたにもかかわらず、結果の回避を怠った注意義務違反を意味する</p> <p>例   Aの発生について、甲に<b>重過失</b>がある場合には →甲がほんのわずかな注意を払っていればAを回避できたにもかかわらず、回避を怠った場合には</p>

## 5.意味を混同されがちな契約書用語

最後に、意味を混同されることが多い、互いに似ている契約書用語の使い分けについて解説します。

- とき・時
- 係る・関する
- 者・物・もの
- その他・その他の
- みなす・推定する
- 取消し・無効・不成立・撤回
- 解除・解約
- 停止条件・解除条件
- 違約金・損害賠償

# 「とき・時」

「とき」は**条件**を表します。「場合には」などと置き換えることもできます。

これに対して、「時」は**時点**を表します。「時点で」などと置き換えることが可能です。

用語	解説
とき	<p>条件を表す（「場合には」と置き換え可能）</p> <p>例   甲が…した<b>ときは</b> →甲が…した場合には</p>
時	<p>時点を表す（「時点で」と置き換え可能）</p> <p>例   甲が…した<b>時</b>において →甲が…した時点で</p>

# 「係る・関する」

「係る」と「関する」は、いずれも**前後の事項が関連していることを表す用語**です。

厳密な使い分けはありませんが、「係る」は直接的な関連性を示し、

「関する」は緩やかな関連性を示すケースが多いです。

用語	解説
係る	<p>前後の事項が関連していることを表す用語（直接的な関連性を示すケースが多い）</p> <p>例   当該借入金に<b>係る</b>返済期限 →その借入金の返済期限</p>
関する	<p>前後の事項が関連していることを表す用語（緩やかな関連性を示すケースが多い）</p> <p>例   甲と乙の業務提携に<b>関する</b>検討 →甲と乙の業務提携に（幅広く）関係する検討</p>

# 「者・物・もの」

「者」「物」「もの」は読み方が共通していますが、以下のように使い分けられています。

用語	解説
者	主体（人）を表す 例   本契約の規定に違反した <b>者</b> は
物	財産などの対象物を表す 例   本契約の規定に従い、相手方から引き渡された <b>物</b>
もの	「こと」などと同じ意味で使われる。（なお、「…するものとする」は「…しなければならない」という意味） 例   甲は乙に対し、本契約終了後速やかにAを返却する <b>もの</b> とする。

## Ⅰ その他・その他の

「その他」「その他の」は、いずれも例示を行う際に用いられますが、以下のように使い分けます。

用語	解説
その他	<p>前段に掲げられた事項 + 後段に掲げられた事項を指す</p> <p>例   A<b>その他</b>甲の重要な使用人 →Aと、A以外の甲の重要な使用人</p>
その他の	<p>後段に掲げられた事項を指す（前段はあくまでも例示）</p> <p>例   A<b>その他の</b>甲の重要な使用人」 →甲の重要な使用人（例えばAなど）</p>

# 「みなす・推定する」

「みなす」と「推定する」は、いずれも「そのように取り扱う」という意味ですが、反証を許すかどうかの違いがあります。

用語	解説
みなす	<p>反証を認めず、必ずそのように取り扱うということを意味する</p> <p>例   Aと<b>みなす</b> → (仮にAでなくても) 必ずAとする</p>
推定する	<p>暫定的にそのように取り扱うが、反証があれば別段の取扱いもあり得るということを意味する</p> <p>例   Aと<b>推定する</b> → 暫定的にAと扱うが、「Aではない」という反証があれば、Aではないものとして取り扱う</p>

# 取消し・無効・不成立・撤回

「取消し」「無効」「不成立」「撤回」は、いずれも法律効果を打ち消す表現ですが、以下のように使い分けます。

用語	解説
取消し	一度は発生した法律効果を、当初に遡って無効とする 例   採用内定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、内定を <b>取り消し</b> 採用しない。
無効	法律効果が最初から発生しなかったことを意味する 例   前項に違反して組合員がなした処分は <b>無効</b> とする。
不成立	そもそも法律効果が発生する要件（契約における申込みと承諾など）を満たしていないことを意味する 例   前項に定める知財調停が <b>不成立</b> となった場合
撤回	意思表示を将来に向けて取り下げることの意味する ※過去に発生した法律効果については、維持されるのが原則 例   育児休業の申出を <b>撤回</b> することができる。

# 解除・解約

「解除」「解約」は、いずれも将来に向けて契約を消滅させることを意味しますが、以下のように使い分けます。

用語	解説
解除	<p>契約について、過去に遡り、最初からなかったことにすることを意味する（原状回復義務を負う）</p> <p>例   ○○することができないときは本契約の全部を<b>解除</b>することができる。 →契約が遡ってなかったことになるので、原状回復をしなければならない（商品を受け取っていたら返還するなど）</p>
解約	<p>将来にむかって契約を終了させることを意味する（原状回復義務は負わない）</p> <p>例   ○○することにより、本契約を<b>解約</b>することができる。 →契約が解消されるのみで、原状回復をする必要はない</p>

# ■ 停止条件・解除条件

「停止条件」「解除条件」は、いずれも**法律関係を変動させる何らかの条件**を意味しますが、以下のように異なる意味を持ちます。

用語	解説
停止条件	<p>その条件が成就した場合、法律効果が発生する</p> <p>例   Aの発生を<b>停止条件</b>として、甲の乙に対する返済義務が発生する。 →Aが発生して初めて、甲は乙に対して返済義務を負う</p>
解除条件	<p>その条件が成就した場合、既に発生していた法律効果が消滅する</p> <p>例   Aの発生を<b>解除条件</b>として、甲の乙に対する返済義務が発生する。 →甲は乙に対して（とりあえず）返済義務を負うが、 Aが発生したら返済義務が消滅する</p>

# Ⅰ 違約金・損害賠償

「違約金」「損害賠償」は、いずれも**契約違反によって相手方に生じた損害を補填する金銭**を意味しますが、以下のように使い分けます。

用語	解説
違約金	あらかじめ当事者で合意した、損害賠償の予定額を意味する。 違約金を請求するには、契約の定めが必要になる。 なお、別途追加で損害賠償を請求できるかどうかは、契約内容による。
損害賠償	契約違反に基づく損害の賠償全般を意味する。 特に契約に定めがなくても、民法415条の規定に基づき損害賠償を請求できる。

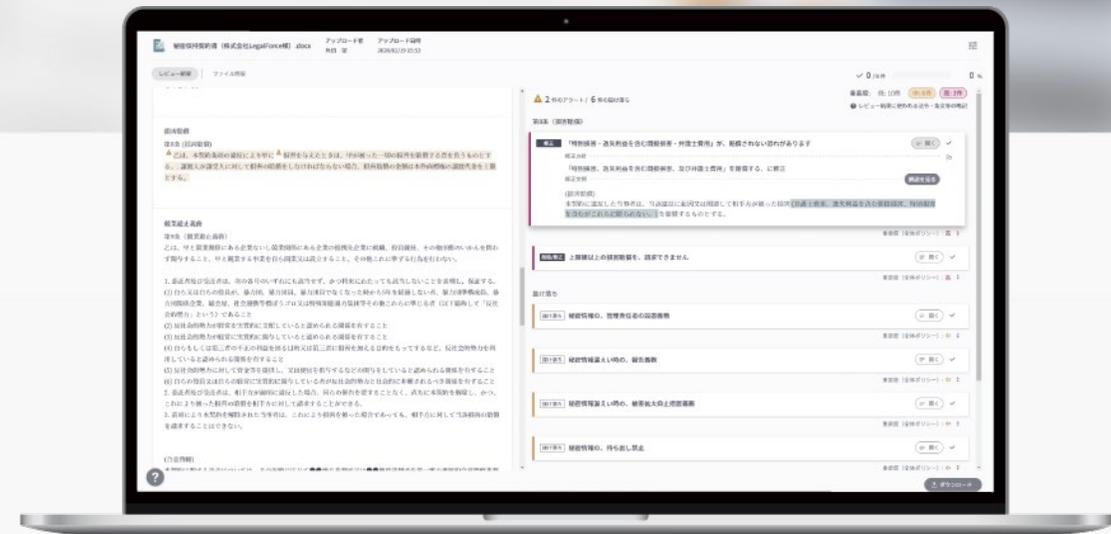
## Ⅰ 6.AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」のご紹介

# 契約審査を流れるように、スピーディーに。

LegalForceは、契約審査の効率化を叶える

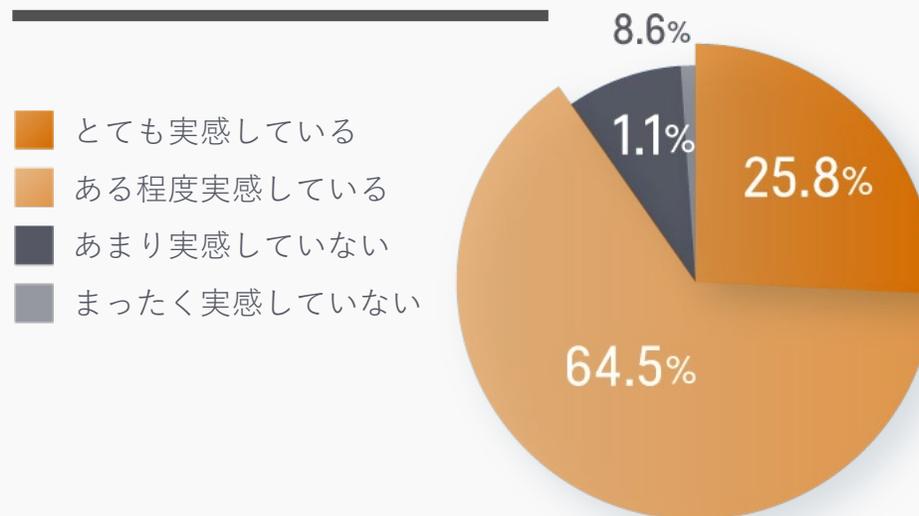
「**AI契約審査プラットフォーム**」です。

リスクの発見、リサーチ、修正作業、  
ナレッジ共有など、全てをワンストップで実行。  
流れるように快適な契約審査を実現し、  
法務の仕事を加速します。



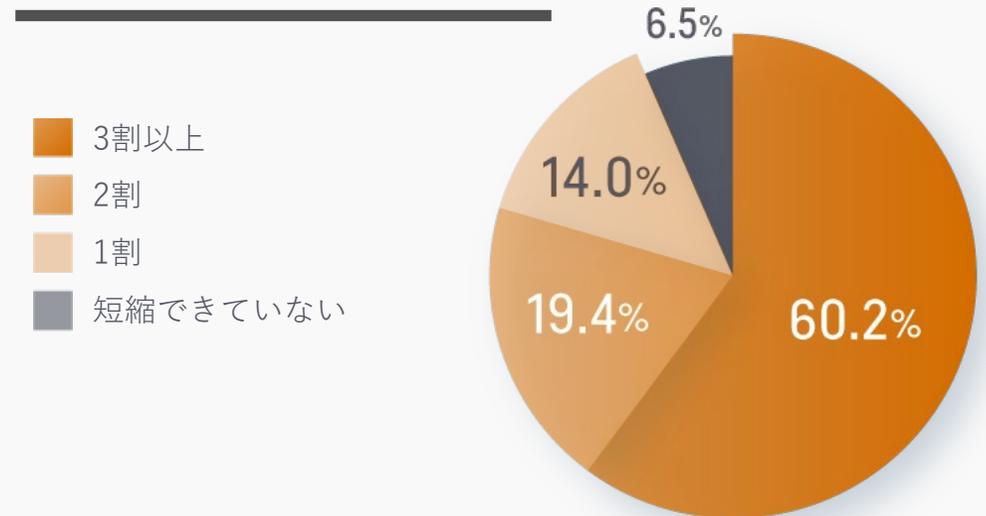
導入企業の**90%**が品質向上を実感。**94%**が時間削減を実現。

### LegalForceの導入により、 審査品質は向上したか



出典: 2020年4月 LegalForceユーザーアンケート (n=122)

### LegalForceの導入により、 審査時間はどの程度短縮したか



# LegalForce が契約審査フローの全てをサポート。

依頼受付  
案件管理



リスク検知



リサーチ



文書編集



ナレッジ共有



締結



電子契約  
サービスと連携

管理



LegalForce キャビネで  
実現

ナレッジ活用

企業規模や業種を問わず、多くの企業や法律事務所が活用。



# 会社概要 — 沿革

会社名	株式会社LegalForce (英語名 LegalForce, Inc.)
設立	2017年4月21日
従業員等	359名 (役員含む/2022年5月31日時点)
資本金	4,191,918,859円 (資本準備金含む/2021年2月現在)
代表	代表取締役CEO 角田 望 代表取締役共同創業者 小笠原 匡隆
株主	ドリームインキュベータ ジャフコ 京都大学イノベーションキャピタル 三菱UFJキャピタル みずほキャピタル 森信介 (京都大学教授) SMBC ベンチャーキャピタル WiL, LLC. エンジェル投資家 等
所在地	〒135-0061 東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント6階

2017 / 2	代表 角田・小笠原が森・濱田松本法律事務所を退所
2017 / 3	代表 角田・小笠原が法律事務所ZeLoを創業
2017 / 4	代表 角田・小笠原が株式会社LegalForceを創業
2018 / 4	京大iCAP、SMBCベンチャーキャピタル株式会社などから8,000万円の資金調達を実施
2018 / 4	AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」クローズドβ版提供開始
2018 / 8	AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」オープンβ版提供開始
2018 / 11	ジャフコ、京大iCAPなどから約5億円の資金調達を実施
2019 / 1	三菱UFJキャピタル、みずほキャピタルから約4,000万円の追加資金調達
2019 / 4	AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」正式版提供開始
2019 / 8	「LegalForce」の導入実績が100社を突破
2020 / 2	WiL, LLC、ジャフコなどのそれぞれが運営するファンドを引受先とした第三者割当増資により総額10億円の資金調達を実施
2020 / 8	クラウド契約書管理システム「Marshall」オープンβ版提供開始/契約書にまつわる情報メディア「契約ウォッチ」を開設
2020 / 9	「LegalForce」の導入実績が500社を突破/3800名以上の法務関係者が登録した日本最大規模のオンラインカンファレンス「LegalForce Conference 2020」を開催
2021 / 1	クラウド契約書管理システム「LegalForceキャピネ(旧: Marshall)」正式版提供開始
2021 / 2	WiL、ジャフコなどのそれぞれが運営するファンドを引受先とした第三者割当増資に日本政策金融公庫からの融資を加え、総額約30億円の資金調達を実施
2021 / 7	AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」の導入実績が1,000社を突破
2021 / 10	AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」の導入実績が、企業1,000社を超え、法律事務所での導入と合わせて、合計1,250社突破
2021 / 12	AI契約審査プラットフォーム「LegalForce」の導入実績が1,500社を突破

機能や料金の詳細については、営業担当または下記までお問い合わせください。

Tel: 03-4405-4857 Mail: [info@legalforce.co.jp](mailto:info@legalforce.co.jp)

